

少花粉コンテナ苗生産者支援事業実施要領

治 第 29 号

令和6年 4月 1日

最終改正 治 第 74 号

令和7年 4月 1日

第1 趣旨

主伐期を迎えている森林の伐採・再造林を推進するためには再造林の低コスト化を図ることが重要で、その手法の一つとして伐採・植栽を連続して実施する一貫作業がある。その中で年間を通じて植栽が可能な「コンテナ苗」は非常に重要な役割を果たしており、近年需要が急激に高まってコンテナ苗の不足が懸念される状況となっている。

このため、新たにコンテナ苗生産に取り組む生産者やコンテナ苗生産規模拡大に取り組む生産者を対象に施設や資材の導入を支援するとともに苗木生産に必要な技術を指導し、コンテナ苗の増産を図るものとする。

なお、事業実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下、「規則」という。）、岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け、林第522号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 事業内容及び採択基準

事業内容は「少花粉スギ・ヒノキコンテナ苗の生産に必要な資機材の導入」（以下「資機材の導入」という。）及び「少花粉スギ・ヒノキコンテナ苗の生産技術に関する指導・助言」（以下「指導・助言」という。）とする。また、採択基準等は別表のとおりとする。

指導・助言については、事業計画に基づき、岡山県農林水産総合センター森林研究所研究員及び事業実施主体の苗木生産場所の住所地を所管する普及指導区の林業普及指導員が行う。

第3 事業実施主体

本事業における事業実施主体は、知事の生産事業者登録を受けて県内で苗木生産を行う者及び団体とする。

第4 事業計画

1 事業計画の提出

- (1) 事業実施主体は、様式第1号により事業計画を作成し、様式第2号に添付して別に示す日までに苗木生産場所の住所地を所管する県民局長（以下「局長」という。）に提出する。なお、資機材の導入及び指導・助言のうち、いずれか一方にのみ取り組むことも可能とする。
- (2) 局長は様式第3号により事業計画を取りまとめ、別に示す日までに農林水産部長（以下「部長」という。）に提出する。

2 事業計画の審査

(1) 資機材の導入に係るもの

部長は、計画書の内容について審査し、適当と認めるときは事業計画を承認するとともに、予算の範囲内において補助金額を局長に配分するものとする。

局長は、前項の規定による配分に基づき、事業実施主体に補助金の額を内示するものとする。

(2) 指導・助言に係るもの

部長は、計画書の内容を審査するとともに、指導・助言に係る対象者を選考し、事業実施主体、局長及び農林水産総合センター長に通知するものとする。

また、必要に応じて、関係者（指導・助言の担当機関等）を召集し選考に係る意見を求めるものとする。

3 事業計画の変更

承認された事業計画（資機材の導入に係るもの）を変更する場合は、要領第4の1及び2に準じて行うものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

第5 補助金の交付申請

- 1 事業実施主体は、補助金の交付の内示があった場合は、要綱第3条の規定による補助金等交付申請書を作成し、局長に提出するものとする。
- 2 局長は、補助金等交付申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは、様式第4号により補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 3 事業実施主体は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手してはならない。

第6 補助事業の検査等

部長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、事業実施主体に対し報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

第7 補助事業の実績報告

- 1 事業実施主体は、事業（資機材の導入に係るもの）が完了したときは、要綱第9条の規定による実績報告書を作成し、様式第5号による事業実施報告書を添付して、局長に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業（指導・助言に係るもの）が完了したときは、様式第6号により事業実施報告書を作成し、様式第7号に添付して部長に提出するものとする。
- 3 局長は、実績報告書の提出があったときは速やかに関係書類等を審査し、内容を適当と認める場合は規則第14条の規定により補助金の額を確定し、事業実施主体及び部長に通知するものとする。

第8 帳簿及び証拠書類の保管

事業実施主体は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。なお、補助金については事業実施主体の有する他の経理と区分しなければならない。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則（令和6年4月1日 治第 29号）

この要領は、令和6年度事業から適用する。

附 則（令和7年4月1日 治第 74号）

この要領は、令和7年度事業から適用する。

別表（第2関係）

少花粉コンテナ苗生産者支援事業の事業内容及び採択条件

区 分	事業内容	採択条件
少花粉スギ・ヒノキコンテナ苗の生産に必要な資機材の導入	1 苗畑整備経費 灌水施設、井戸、コンテナ設置台、ビニールハウス等 2 機械導入経費 コンテナ苗抜取機、培土圧入機、真空播種機等 3 資材経費 培土、コンテナ容器、肥料等 上記の経費には、設置費及び送料等の必要経費を含むものとする。	1 補助対象経費は、少花粉スギ・ヒノキコンテナ苗の計画的かつ安定的な生産体制に資するものとする。 2 育苗経験年数が3年未満の事業実施主体は原則、左記1、2の経費を要望できないものとする。 3 育苗経験年数が3年以上の事業実施主体は原則、左記3の経費を要望できないものとする。
少花粉スギ・ヒノキコンテナ苗の生産技術に関する指導・助言	1 コンテナ直接播種育苗 ・1年生苗の生産における育苗施設整備、播種、間引き、灌水、病虫害防除、出荷等に関する指導・助言 ・期間は、資機材導入年度を含む2年度とし、資機材導入は初年度に完了させるものとする。 ・2年度目（指導・助言のみの年度）は、別途新たに本事業を開始することはできないこととする。 2 セルトレイ播種育苗 ・1～2年生苗の生産における育苗施設整備、播種、間引き、灌水、病虫害防除、出荷等に関する指導・助言	1 育苗経験が少ない生産事業者を優先する。

	・期間は、資機材導入年度を含む２年度とし、資機材導入は初年度に完了させるものとする。 上記の指導・助言は、事業実施主体の要望に応じて、（１）新規生産及び（２）生産規模拡大等の２種類を選択できるものとする。なお、選択にあたり、育苗経験や実績は問わない。 （１）新規生産 ・原苗 1,000 本相当の育苗を目安とし、３回程度／年の研修を受講できるもの。 （研修内容の例） ・育苗施設整備 ・灌水、病虫害防除 ・播種 （２）生産規模拡大等 ・原苗 5,000 本相当の育苗を目安とし、（１）に示す研修の他、苗木生産者１名あたり４回程度／年の個別指導・助言を受けることができるもの。	
--	--	--